平成２２年（フ）第１３８３号
福岡県中間市池田１丁目21番１―101号
債務者　岩﨑　蔵太
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５１６号
神戸市東灘区御影塚町２丁目17番11―406号
債務者　山本　茂次
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９０号
神戸市灘区篠原本町４丁目５番26号
債務者　小山　真紀
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９１号
神戸市灘区箕岡通３丁目３番15―302号
債務者　明石　　茂
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７０号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番１―203号
債務者　西田　圭一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７８号
神戸市北区有野台５丁目３番　B48棟301、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町下山口４丁目８番７号
債務者　岩田　勝彦
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６９７号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番３―409号、従前の住所大阪府門真市脇田町19番13号
債務者　篠原　秀和
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６６号
北九州市小倉北区紺屋町12番21―703号
債務者　樋口　静子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８５５２号
大阪府豊中市服部西町２丁目７番１号
債務者　松岡　正浩
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９５５号
大阪府門真市大池町14番37―802号
債務者　古川　寿仁
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０７５号
大阪府八尾市東本町２丁目４番32号
債務者　山本　弘子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１２４号
大阪府高槻市大蔵司１丁目８番24号
債務者　福本　浩利
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１３３号
大阪府八尾市青山町３丁目７番１号　サンライト青山302号
債務者　水道　えり
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１６５号
大阪府東大阪市花園本町２丁目11番３号
債務者　筒井　昭雄
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２１７号
大阪府寝屋川市高宮２丁目７番26号、事業所所在地大阪府守口市大久保町２丁目１―３第２号自動車駐車場
債務者　ハラサイクルこと　原　　正
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３２２号
大阪市福島区野田２丁目10番４号
債務者　瀬野五十二
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３２４号
大阪府吹田市桃山台１丁目２番B15―509号
債務者　草野　宏子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３５６号
大阪府枚方市春日元町２丁目５番３号
債務者　鶴川　亮一
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部